

○個人事業税における請負業に係る業種認定事務の取扱いについての通達について

平成26年2月25日

課税第158号

総務局長

このことについて、別紙のとおり定めましたので通知します。

## 別紙

個人事業税における請負業に係る業種認定事務の取扱いについて

### 1 趣旨

個人の行う事業が地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の2第8項第14号の請負業に該当するか否かを判定する業種認定事務について、事務処理の円滑化及び判定基準の統一化を図ることを目的として、次のとおり取扱いを定めることとする。

なお、この通達に定める取扱いは、この通達の施行日以後に業種認定を行う者について、適用するものとする。

### 2 基本的事項

#### (1) 業種認定に当たっての留意事項

所得税の確定申告書及び当該確定申告書に添付されている事業所得に係る青色申告決算書又は収支内訳書その他これに代わる書類等(以下「所得税資料等」という。)に記載されている職業や業種名等の記載内容のみをもって課税又は課税対象外の判定を行うことなく、事業内容の実態を十分に確認した上で判定を行うことに留意すること。

#### (2) 請負業に認定するための要件

個人の行う事業が次に掲げる要件をすべて満たす場合について、請負業として認定するものとする。

ア 仕事の完成を目的とした契約に基づき収入を得ていること。

イ 資本的経営を行っていること。

ウ 仕事の計画及び遂行について独立性を有すること。

エ 危険負担を有すること。

### 3 事業内容等に係る文書照会等

(1) 請負業として新規に個人事業税を課税しようとする場合において、所得税資料等からでは、請負業に該当するか否かが明確に判定できないものについては、事業内容等を照会するため、お仕事の内容について(回答)(第1号様式)(以下「請負業照会文書」という。)を送付するものとする。

(2) 請負業として新規に個人事業税を課税しようとする事業がカイロプラクティック等の事業(日本標準産業分類におけるその他の洗濯・理容・美容・浴場業のうちエステティック業及びリラクゼーション業(手技を用いるもの)並びに療術業に該当するもの

をいう。)に該当する場合には、(1)の規定にかかわらず、事業を行う者に対して、お仕事の内容について(回答)(第2号様式)(以下「その他照会文書」という。)を送付するものとする。

- (3) 所得税資料等の内容から、請負業照会文書又はその他照会文書の質問項目以外の項目についても併せて確認することが適当であると認められるものについては、適宜、質問項目を追加して差し支えないものとする。
- (4) (1)又は(2)の回答文書で請負業に該当するか否かが明確に判定できないもの及び未回答のものについては、電話照会、再度の文書照会、事業所等の現地調査などを実施して、事業内容等の把握に努めるものとする。

#### 4 業種認定に係る事務

- (1) 請負業として新規に個人事業税を課税しようとする場合は、業種認定判定表(請負業)(第3号様式)(以下「判定表」という。)を作成し、当該判定表に基づき2(2)の要件を満たすか否かの判定を行い、課税又は課税対象外の判定を行うものとする。
- (2) (1)の結果、課税と判定したものについては、神奈川県県税取扱要領について(昭和45.12.15 45税第255号)の通達(以下「取扱要領」という。)第2章第4節15に規定する税額等の決定を行うものとし、個人事業税決定・決定額変更決裁書(取扱要領第74号様式)に判定表を添えて、所長の決裁を受けるものとする。
- (3) (1)の結果、課税対象外と判定したものについては、取扱要領第2章第4節17に規定する課税対象外の処理を行うものとし、個人事業税課税対象外等決裁書(取扱要領第74号様式の4)又は所得税資料等に判定表を添えて、所長の決裁を受けるものとする。
- (4) (3)の処理を了したものについては、個人事業税磁気ファイルに所要の入力を行うものとする。

#### 附 則

この通達は、通知の日から施行する。

#### 附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

#### 附 則(令和4年税第177号)

この通達は、通知の日から施行する。

#### 第1号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

お仕事の内容について(回答)

平成 年 月 日記入

神奈川県 県税事務所長 殿

年分所得について、次のとおり回答します。

住所		屋号	
事業所所在地		業種	
氏名		電話番号 (自宅)	— —
開業日	年 月 日	電話番号 (事業所)	— —

お仕事の内容	お仕事の内容を具体的に記入してください(資格をお持ちの場合は、併せて記入してください)。
	[ 資 格 : ]

※当該事業に使用している名刺やパンフレット等がありましたら、添付してください。

質問		回答 (該当するものに○をしてください。)
問1	あなたと顧客(相手方)との契約は、あなたが仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約に該当しますか。(仕事の完成を目的とする契約)	はい・いいえ
問2	収入の形態はどれに該当しますか。 ①仕事の完成、引渡しにより報酬を得る。 ②給与(日給、時間給等) ③その他(※内容の記載をお願いします。)	①・②・③ ③に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。

問3	事務所や事業所がありますか。 ①自宅とは別に設けている。 ②自宅と併用している。 ③事務所・事業所を設けていない。	①・②・③
問4	機械設備や事務設備を所有していますか(リースを含む)。	はい・いいえ
問5	従業員やアルバイトを雇っていますか。	はい・いいえ
問6	材料の仕入れは自己で行いますか。	はい・いいえ
問7	請けた仕事を下請け又は外注に出していますか、又は、出すことが可能ですか。	はい・いいえ
問8	燃料費、機械・器具の経費は自己負担ですか。	はい・いいえ
問9	事業の広告・宣伝を行っていますか。	はい・いいえ
問10	契約先は2社(者)以上ありますか。	はい・いいえ
問10—2	問10で「いいえ」と回答された方にお尋ねします。 契約先は1社(者)であっても、その1社(者)の許可なく他の社(者)から仕事を受けることが可能ですか。	はい・いいえ
問11	作業時間は報酬の支払者から指定されずに、自らの判断で決めていますか。	はい・いいえ
問11—2	問11で「いいえ」と回答された方にお尋ねします。 予定されている仕事が早く終わった場合、自らの判断で、指定の時間前でも帰宅できますか。	はい・いいえ
問12	仕事を行うにつき、作業の具体的な内容・方法(手順)について、指揮監督を受けずに、自らの判断で仕事を行っていますか。	はい・いいえ

問13	事故や災害等の不可抗力により、仕事が完成しなかった場合でも、依頼主等に報酬の支払を請求できますか。	はい・いいえ
-----	---	--------

第2号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

お仕事の内容について(回答)

年 月 日記入

神奈川県 県税事務所長 殿

年分所得について、次のとおり回答します。

住所		屋号	
事業所所在地		業種	(例：カイロプラクティック、整体 等)
氏名		電話番号 (自宅)	— —
開業日	年 月 日	電話番号 (事業所)	— —

質問		回答 (該当するものに○をしてください。問3は収入金額を記入して下さい)
問1	本人又は従業員が取得している国家資格(免許)はありますか。 ① あん摩マッサージ指圧師免許 ② はり師免許 ③ きゅう師免許 ④ 柔道整復師免許 ⑤ ①から④までの免許はない	①・②・③・④・⑤
問2	問1で①から④のいずれか	はい・いいえ

	に回答された方にお尋ね します。両眼の視力を喪失 した者又は両眼の視力(矯 正視力について測定した もの)が0.06以下に該当し ますか。		
問3	問1で①から④のいずれか かつ 問2で「いいえ」と 回答された方にお尋ねし ます。  年分所得の収入 金額の内訳を記入してく ださい。	社会保険診療報酬  自由診療の収入及び雑 収入  合計(確定申告書の収入金 額と一致します。)	円  円  円
問4	以降は問1で⑤と回答され た方にお尋ねします。  あなたが行う事業は次の いずれに該当しますか。  ① あん摩マッサージ 指圧師、はり師、きゅう師 及び柔道整復師が行う施 術  ② 医業類似行為※の うち施術者の四肢を用い た手技等によるもの  ③ 施術者の四肢を用 いた手技等により心身の 緊張を弛緩させるための 施術であって医療類似行 為※に該当しないもの  ④ ①から③までのい ずれにも当てはまらない もの  ※ 医業類似行為とは、 疾病の治療又は保健の目 的とする行為であって、あ ん摩マッサージ指圧師、は	①・②・③・④	

	り師、きゅう師又は柔道整復師の資格を有しない者が行う行為を指します。	
問5	お客様に行う具体的な施術内容と時間が、コースなどによりあらかじめ定められていますか。	はい・いいえ
問6	料金体系は、問5の施術内容と時間に応じたものになっていますか。 (料金体系の時間については、単に施術に要するであろう時間の目安を示しているにすぎない場合には「いいえ」となります)	はい・いいえ
問7	問5の具体的な施術内容や時間について、その選択はお客様が行うことになっていますか。	はい・いいえ

※ 裏面に続きます。

質問		回答 (該当するものに○をしてください。)
問8	以降は問1で⑤ かつ 問5から問7すべてで「はい」と回答された方にお尋ねします。 収入の形態はどれに該当しますか。 ①施術等を行うことによって報酬を得る。 ②給与(日給、時間給等) ③その他(※内容の記載をお願いします。)	①・②・③  ③に該当する場合は、具体的な内容を記入してください。
問9	事務所や事業所がありますか。 ①自宅とは別に設けている。 ②自宅と併用している。 ③事務所・事業所を設けていない。	①・②・③

問10	機械設備や事務設備を所有していますか(リースを含む)。	はい・いいえ
問11	従業員やアルバイトを雇っていますか。	はい・いいえ
問12	備品、消耗品等の仕入れは自己で行いますか。	はい・いいえ
問13	燃料費、機械・器具の経費は自己負担ですか。	はい・いいえ
問14	事業の広告・宣伝を行っていますか。	はい・いいえ
問15	事故や災害等の不可抗力により、仕事が完成しなかった場合でも、依頼主等に報酬の支払を請求できますか。	はい・いいえ

※ 当該事業に使用している名刺やパンフレット等がありましたら、添付してください。

第3号様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

業種認定判定表(請負業)

調査対象者		処理日	年 月 日
業種名		担当者	

総合判定	※ 1から4のすべてに該当するものについて「課税」と判定すること。 それ以外の理由で判定した場合は、下欄に判定理由を記入すること。	課税・対象外
【特記事項等】		

※ 項目に該当する場合は、判定欄に○を記入すること。

区分	項目	判定	備考
契約目的の判定	1 契約が仕事の完成を目的としていること		
	仕事の完成を約し、相手方(注文者)がその仕事の結果に対してその報酬を	適・否	



	支払うことを約すること によって成立する契約に 該当すること。		
【特記事項等】			

事業性の判 定	資本的経営	2 資本的経営の判定(下記の項目のいずれか一つに該当 すること。)				
		① 事務所・事業所を有すること(決算 書等で経費計上しているものに限る。)	決算書等確 認項目	適・否		
			減価償却 費、地代家 賃			
		② 機械設備・事務設備を有すること (リースを含む。)	減価償却 費、リース 料	適・否		
		③ 3④又は3⑤に該当すること(決算 書等で経費計上しているものに限る。)	—	適・否		
	【特記事項等】					
	独立性	3	独立性の判定(①～⑤のうち、いずれか一 つに該当すること、それ以外の場合は総 合的に独立性を判定し、判定理由を記入 すること。)			
		① 独立した事務所・事業所を有する こと	決算書等確 認項目	適・否		
			—			
		② 2②に該当すること(経費規模が大 きいものに限る。)	—	適・否		
③ 一般の顧客からの求めに応じて仕 事を請けていること		収入の内訳	適・否			
④ 使用人がいること		給料賃金内 訳	適・否			
⑤ 材料の仕入れを自己で行っている こと		仕入金額	適・否			
⑥ 請けた仕事を他人に代替(下請け) していること	外注工賃	適・否				

		⑦ 燃料費、機械・器具等の経費を自己で負担していること	旅費交通費、減価償却費等	適・否		
		⑧ 広告・宣伝を行っていること	広告宣伝費	適・否		
		⑨ 事業専従者がいること	専従者給与内訳	適・否		
		⑩	勤務時間の拘束を受けないこと、又は、仕事の進め方について指揮監督を受けずに自分で決めることができること	—	適・否	
	【特記事項等】					
	危険負担	4 危険負担の判定(下記の項目のいずれか一つに該当すること。)				
		① 完成・引渡前に対象物の滅失があった場合に責任を負うこと		適・否		
		② 1に該当すること		適・否		
		【特記事項等】				

※第2号様式を送付したものについては、同様式の間5から間7までの回答結果により、契約目的の判定を行います。